

平成 24 年 4 月 24 日

大阪府教育行政基本条例 逐条解説

教育総務企画課、市町村教育室小中学校課、教職員室教職員人事課

I 制定の理由

教育は、社会の礎を形造る営みであり、子どもたちが自らの力や個性を最大限に発揮して豊かな未来を切り開いていくことは、府民全ての願いである。

そのためには、大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これからの大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、子どもたちが育った地域と大阪に誇りを持ち、力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるよう、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育ていかなければならない。

これまで、社会経済情勢の変化や住民の声が教育に十分に反映されてきたかを問い直し、より確かな教育行政を推進するためには、選挙を通じて民意を代表する議会及び首長と教育委員会及び学校組織とが、法令に従って、ともに役割を担い、協力し、補完し合うことが必要である。

教育に求められる役割や保護者及び地域住民のニーズが、これまでも増して大きく、かつ、多様になっていることを踏まえ、教育に関与する全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすため、この条例を制定するものである。

II 制定の内容

1 総則（第 1 章関係）

(1) 第 1 条関係

(目的)

第一条 この条例は、府の教育行政に関し基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）のニーズを踏まえつつ、子ど

もたちにとって将来にわたって必要となる力を育む教育の振興に資することを目的とする。

〔解説〕

本条は、この条例の目的を定めたものである。

この条例は、府の教育行政に関し基本となる事項を定め、大阪府教育委員会（以下「委員会」）及び知事が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たすこと、幼児、児童又は生徒の保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」）のニーズを踏まえること、その上で、「子どもたちにとって将来にわたって必要となる力を育む教育」を振興していくことを目的とするものである。

なお、この条例は、府の教育行政の仕組みに関するルールを定めたものであり、主に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」）の運用を具体化したものである。

〔注解〕

ア 「ニーズ」とは、教育行政に対する保護者等の期待や希望、意向、求め等をいう。

イ 「踏まえ」とは、よりどころとして考え合わせ、考慮することをいう。この条例には、本条に定める保護者等のニーズのほか、市町村に共通する教育の基本方針を定める場合に基本計画を「踏まえる」義務等の定めがあるが（第8条）、これらはすべて同義である。

ウ 「子どもたちにとって将来にわたって必要となる力」とは、子どもたちが将来にわたって社会において生きる力、社会を支えていくために必要な力を意味するものである（「大阪の教育力」向上プラン（平成21年1月28日策定））。同プランでは、大阪の子どもたちが、これまで培ってきた大阪の歴史や伝統を受け継ぐとともに、これからの変化の激しい社会を力強く生き抜き、次代を担い得る大人になるよう、以下の力をはぐくむ必要があるとしている。

- ・基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- ・社会を創っていく態度
- ・心身の健康、体力
- ・進路選択、決定力
- ・生命と人権の尊重
- ・自然尊重の精神、環境を大切にす態度

・伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

[参照法令等]

■教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

■学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は

高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

■愛国心について（平成24年2月定例府議会教育常任委員会 自由民主党 吉田委員質問に対する教育長答弁）

問)「教育行政基本条例」について、修正というよりも、一番大事な「国を愛する心」を盛り込むべきだ。今こそ国家というものが非常に大事。(中略)教育行政基本条例案でも、「国を愛する心(愛国心)」を謳うべきだと考えるがどうか。

答)「国を愛する心」を謳うべきだというご指摘ですが、教育基本法で、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心を育むことが必要については十分に認識しておりますけれども、ただ、教育行政基本条例案は、教育行政の仕組みに関するルールを定めたものでして、教育の目的や理念、内容については盛り込んでいないということです、そのへんをご理解いただきたい。

(2) 第2条関係

(委員会と知事との役割分担)

第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地方教育行政法」という。）第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。

[解説]

本条は、委員会と知事との役割分担についての規定である。

委員会及び知事は、それぞれ法令に定められた職務権限に基づく事務を適正に管理し及び執行し、相互に抑制と均衡に配慮するとともに、連携を図りながら協力し、補完し合う関係でなければならないこと、その上で、府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならないことを定めている。

なお、この規定は、教育行政の運営全体に通ずる原則を確認的に定めたものであり、本条例次条以下に定める教育振興基本計画の策定や教育行政の点検評価をはじめ、本条例全体に及ぶものである。

[参照法令等]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 私立学校に関すること。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- 二 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 教育振興基本計画（第2章関係）

(1) 第3条関係

(教育振興基本計画の策定義務)

第三条 府は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

[解説]

本条は、教育振興基本計画（以下「基本計画」）の策定義務を定めたものである。

教育基本法第17条では、地方公共団体はその地域の実情に応じ、基本計画を定めるよう努力義務が課せられているところである。教育

の振興を実効あるものとするためには、大阪府の教育の目指すべき姿を府民に明確に提示し、その実現に向けて具体的にどのように施策を講じていくかを明らかにすることが重要であることから、府において、基本計画を策定することを義務付けることとしたものである。

なお、他の地方公共団体の基本計画は、教育委員会の権限に属する事務のみを定めているものや、首長の権限に属する事務も併せて定めているものなど様々であるが、府における基本計画は、委員会と知事それぞれの権限に属する事務を含めて定めるものとする。

[参照法令等]

■教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 (略)

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 第4条関係

(教育振興基本計画の策定手続)

第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。

2 基本計画は、大阪府議会の議決を経なければならない。

3 知事は、第一項の規定による協議が調わなかったときは、委員会の意見を付して大阪府議会に提出するものとする。

4 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 府における教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、府における教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 知事及び委員会は、基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 知事は、第二項の議決があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

〔解説〕

本条は、基本計画の策定手続を定めたものである。

【知事が基本計画の案を作成し、上程することについて】

教育基本法第 17 条第 2 項は、基本計画の策定主体を地方公共団体（行政主体）としている。

また、地方自治法は、地方公共団体を統轄し、代表する権限を長（知事）に与え、議決事件に係る議案を作成し、議会に提出することも、長の専属事項としている（地方自治法第 147 条、第 149 条）。

したがって、本条は、知事が委員会と協議して作成した基本計画の案（協議が調わなかった場合は、知事の案に委員会の意見を付したものを）、統轄代表者たる知事が最終的に取りまとめ、議会に議案として提出することを前提とした規定である。

◆参考

「教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項において、「地方公共団体」が定めるよう努めなければならないとされており、また、地方自治法第 149 条により、議会に議案を提出する権限は首長にのみあるので、この条例修正案（委員会の条例案）の規定のみをもって直ちに違法と判断されることはないと考えられる。」（H24.2.17 自民党教育行政条例案に関するプロジェクトチーム会議での文部科学省初等中等教育企画課長説明）

【協議が調わなかった場合の取扱い】

第 3 項の趣旨は、知事と委員会の協議が調わなかった場合も、地方自治法第 149 条により、議案を作成し、委員会の意見を付した上で議会に上程する手続きを定めたものである。このことは第 2 条で定めているとおり、委員会の職務権限とされている事務に係る教育目標の決定権を知事に付与しているものではなく、本条第 2 項の規定により決定権はあくまで議会が有するものである。

なお、法律上の手続きとして、知事には、議案作成段階において委員会の意見を聴く義務がある（地方教育行政法第 29 条）

【教育目標の設定と長・委員会の職務権限】

「地方公共団体における教育目標の設定については、…法律上の職務権限の分担に応じて行われる（H24.1.27 衆院本会議・みんなの党

渡辺議員に対する文部科学大臣答弁)」必要がある。

すなわち、「教育振興基本計画の内容として設定した教育目標については、地方教育行政法に定める首長と教育委員会の職務分担に応じたものになっている必要がある。個々具体の目標が職務分担に応じたものとなっているか否かは、内容等を見てみないとわからない、ケースバイケースとして個別に判断される。」(H24.2.17 自民党教育行政条例案に関するプロジェクトチーム会議での文部科学省初等中等教育企画課長説明)

なお、教育課程の編成など明らかに教育委員会の職務権限に属する事務について、知事が委員会の意に反して目標を設定することはできない(H24.3.5 大阪府議会一般質問 教育長答弁)と解される。

[注解]

ア 「施策の大綱」とは、施策の根本的な事柄、大要をいう。

イ 「学識経験を有する者の意見を聴く」とは、学校教育や社会教育その他の教育に関する学問上の識見や教育に関する豊かな経験を有する者の意見を聴くことをいう。地方自治法第138条の4の附属機関を設置して意見を聴く等の方法が考えられるが、必ずしもこの方法によることはなく、適宜適切な方法で行えばよい。

ウ 「府民の意見を反映するための適切な措置」としては、例えば、意見公募手続(基本計画の案やこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先や意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続。いわゆるパブリックコメント手続)等が考えられる。

[参照法令等]

■教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条(略)

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■地方自治法

第百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第百八十条の六 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

■教育の政治的中立性に関する質問に対する答弁書（H23.12.16 閣議決定）

一について 「教育の政治的中立性」とは、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十四条第二項が「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定しているなど、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に、一党一派に偏した政治的主義・主張が持ち込まれてはならないことを意味するものであると理解している。

二について 地方公共団体が処理する教育に関する事務の管理及び執行については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条及び第二十四条がそれぞれ教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限を規定した上、その例外として、同法第二十四条の二が教育委員会の職務権限に属する事項のうち、条例によって特に地方公共団体の長が管理し、及び執行することとすることができる事項を規定しているところであり、地方公共団体が処理する教育に関する事務のうち同法第二十四条が規定する事務以外の事務は、同法第二十四条の二の規定に基づく条例が定められている場合を除き、同法第二十三条の規定により、全て教育委員会が管理し、及び執行すべきものとされている。このような同法の規定に照らすと、同法第二十四条の二が規定する事項を除き、かかる職務権限の分担を条例で変更することは許されないと考えられる。また、お尋ねの「知事による教育目標の設定」については、その具体的な内容が明らかでないため一概にお答えすることは困難であるが、地方公共団体における「教育目標」の設定は、その内容が、同法第二十四条の規定により又は同法第二十四条の二の規定に基づく条例により地方公共団体

の長の職務権限に属するとされた事項に係るものである場合を除き、教育委員会の職務権限に属するものであり、地方公共団体の長にその職務権限はないと考えられる。

三及び四について（略）

教育の政治的中立性に関する質問主意書（H23.12.7 みんなの党 衆議院議員 渡辺喜美）

一 教育の政治的中立性の意味は何か。

二 報道によれば、大阪府議会に提案されている教育基本条例案に関して、大阪府教育委員会からの問い合わせに応じ、文部科学省は「知事による教育目標の設定は、地方教育行政組織法に抵触する」との見解をまとめ、回答したという。これは、教育の政治的中立性を根拠とするものか。事実であれば、知事による教育目標の設定が違法と考える根拠を説明されたい。

三・四（略）

■知事による教育目標の設定（平成24年2月定例府議会 大阪維新の会 置田議員一般質問に対する教育長答弁）

問）先の平成23年9月定例会においてわが会派から提出された「教育基本条例案」は、従来の教育行政のあり方、知事と教委との役割分担のあり方に対して、大きな問題提起を投げかけた。とりわけ、知事が教育目標を設定すると定めた第6条は、知事と教委の職務権限の分配を定めた地方教育行政法の規定に照らして違法ではないかが大きな論争となったところである。今般知事提案された「大阪府教育行政基本条例案」においても、第4条において、知事が教育振興基本計画案の策定主体とされており、知事は府教委との協議が調わなかった場合でも府議会の議決を経れば、大阪府の教育振興基本計画として教育目標を設定できることになっている。そこで、まず教育長にお尋ねする。今般の「大阪府教育行政基本条例案」は、知事の教育目標設定に関する違法性の疑義を克服できたといえるか。本条例案が適法といえる根拠をお示し願う。

答）教育目標の設定に関して、お答えします。維新の会から提案された条例案では、「知事は高等学校教育において、府立高等学校及び府立特別支援学校が実現すべき目標を設定する」という規定がございましたが、目標の内容が法令等により、教育委員会の職務権限に属するとされているものについては、地方公共団体の長に目標設定の職務権限はないという政府の見解が示されたところです。この見解を踏まえ、知事提案の条例案では教育振興基本計画の中で、「教育の振興に関する基本的な目標」を定めることといたしました。教育振興基本計画については教育基本法において、地方公共団体が定めることとされ、その議案提案権は知事にありますので適法であると認識しております。しかし、教育課程に関わる個別事項など明らかに教育委員会の職務権限に属する事務について、知事が教育委員会の意に反して目標を設定することはできないと考えております。

3 開かれた教育行政（第三章関係）

(1) 第5条関係

（府民との連携協力）

第五条 府は、府民に対し、教育に関する施策について説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力による教育の振興に資するため、府における教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 府は、府民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

〔解説〕

本条は、教育状況の情報の提供が、府民への説明責任を果たす上でも、また、保護者等との連携協力を行う上でも必要であることから、積極的に行うという一般原則を定めたものである。

ただし、情報の提供は、究極的には教育の振興に資するためのものであるから、例えば、情報公開によってこの目的が阻害され、あるいは弊害が生じるような場合には、公開しないことも考えられる。ある情報を公開するかどうかの判断に当たっては、その情報を公開することによる利益と弊害を比較し、常に利益が弊害に勝るといような社会一般のコンセンサスがあるかどうか等を考慮しなければならない。

また、府は、積極的な情報提供とともに、保護者等はもとより、府民の教育行政に関する意向を的確に把握し、その意向を教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

〔参照法令等〕

■大阪府情報公開条例

（公開しないことができる行政文書）

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

一・二（略）

三 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

るおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。

■全国学力・学習状況調査結果部分公開決定異議申立事案（H21.6.15 大阪府情報公開審査会答申）

学校別の平均正答率等については公開することにより、下位の学校の児童・生徒が自らの属する学校や地域について無用の劣等感を持ち、学習意欲を減退させるなど教育活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、（略）公開しないことができる。

■公文書部分公開決定処分取消請求事件(H22.6.18 大阪地裁判決)

学校別調査結果を公開し広く市民の審議対象とすることが教育活動の改善に資する面があることは否定できないとしても、他方、学校間の序列化や過度な競争を招くなどという弊害があることもまた一概に否定できないのであり、学校別調査結果を公開することによる利益とその弊害を比較して、常に前者が後者に勝るといような社会一般のコンセンサスはいまだ形成されていないというべきである。

(2) 第6条関係

（教育行政の点検及び評価）

第六条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第一項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

[解説]

本条は、基本計画に定めた教育目標の達成状況の点検評価と地方教育行政法第 27 条の点検評価との関係を明らかにするとともに、教育委員の自己点検・自己評価について定めた規定である。

【本条の点検評価と地方教育行政法の点検評価】

第 1 項及び第 2 項は、知事及び委員会に対し、基本計画の進捗管理のため、点検評価を義務付けるとともに、この条例の点検評価と地方教育行政法の点検評価の相違を明らかにしたものである。地方教育行政法の点検評価は委員会の事務全体を対象としているのに対し、本条の点検評価は委員会の事務の中でも基本計画に定めた事務を対象としている。委員会は、地方教育行政法第 27 条の点検評価に当たり、基本計画に定めた事務を含めて実施することになる。

また、委員会のみならず、知事の権限に属する事務のうち基本計画に定めた事務の進捗状況についても、知事及び委員会は点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

【教育行政の点検評価と委員の自己点検・自己評価との関係】

教育委員には教育・文化・学術に関する識見をもとに教育の振興に向けた指針を提示することが求められており、府の教育行政の運営について重要な責任を負っている。

そこで、第 3 項は、教育委員全体としての取組にあわせて、個々の教育委員の活動状況を教育委員自らが点検評価をすることを定めたものである。

[参照法令等]

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(服務等)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に

則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2（略）

(3) 第7条関係

(点検及び評価の結果に係る措置)

第七条 知事及び委員会は、前条第一項の点検及び評価の結果に基づき、基本計画に定めた目標の達成のために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、地方教育行政法第七条第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。

[解説]

本条は、教育行政の点検及び評価の結果に係る措置について定めたものである。

知事及び委員会は、点検評価を行った結果をその後の教育行政の運営に適切に反映させるとともに、改善を要する部分については迅速に改善を行うなど、基本計画に定めた目標の達成のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

【地方教育行政法に規定する教育委員の罷免事由の解釈】

地方教育行政法第7条第1項の「職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行」が何であるかは一律に決することはできず、健全な社会通念によって判断するほかない。罷免に相当する程度であるかどうかは、任命権者の裁量と議会の判断によることになる（新版逐条

地方公務員法（第2次改訂版）-人事委員の罷免事由の解釈より）。

なお、「職務上の義務違反」の典型例としては、守秘義務違反、政治団体役員となり、積極的に政治運動をすること等であり、「委員たるに適しない非行」とは、委員の地位にふさわしくない社会通念上非難されるべき行為・不行為（必ずしも違法であることを要しない）である（第三次新訂逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律）。

【委員の自己評価と罷免事由との関係】

第2項は、知事に教育委員の罷免権を新たに付与したものではなく、また、地方教育行政法第7条第1項の罷免事由を拡大したものでもない。地方教育行政法上知事の固有の権限とされている罷免事由に該当するかどうかの判断における考慮事項の一つを定めたものである。すなわち、職務義務違反等の判断に当たっては、目標達成のため教育委員が何に取り組み、どのように活動したかの状況も考慮する必要があることを定めたものである。

〔参照法令等〕

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（罷免）

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2・3（略）

4 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

■教育委員の罷免（平成24年2月定例府議会 大阪維新の会 上島議員一般質問に対する教育長答弁）

問）教育目標を達成できない教育委員は、罷免されて当然です。例えば、教育委員が、具体的にサボタージュを行うなどの目標を達成しようとしなない行動をとっているにも関わらず、自己評価で「良」とする場合、教育行政基本条例の規定で知事は教育委員を罷免できるのでしょうか。知事の見解を伺います。

答) 教育委員の罷免につきまして、議員お示しのようなケースについては、教育委員の行動の状況によっては地方教育行政上の罷免事由に該当する場合もあると考えられる。該当するかどうかは、教育委員が自ら行う点検・評価の内容を十分に吟味し、判断しなければならないと考えている。

4 市町村との関係（第四章関係）

(1) 第8条関係

（市町村教育委員会に対する指導等）

第八条 委員会は、義務教育について、市町村が主体となつて行うものであることを踏まえ、市町村教育委員会の自主性を尊重するものとする。

2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

3 委員会は、市町村教育委員会が保護者等に対し当該市町村の教育の状況について説明する責任を果たせるよう、必要に応じ、情報の提供について、市町村教育委員会に対し、指導又は助言を行うものとする。

4 委員会は、前二項の指導、助言又は援助の内容について、原則として公表するものとする。

〔解説〕

本条は、委員会と市町村教育委員会との関係について定めたものである。地方自治の尊重の観点、市町村自体が教育行政を行う主体であるという観点から、地方教育行政法と同様、本条においても指導、助言又は援助という非権力的作用を中心として定めている。

第1項は、義務教育の主体は市町村であることを明記した上、委員会が指導等を行う場合も市町村教育委員会の自主性を損なわないようにすべきであるという留意事項を定めている。

第2項は、大阪府全体の教育行政の観点から一体性を発揮して取り組むべき事項について、市町村に共通する教育の基本方針を委員会が定め、これに基づいて教育行政を行うよう指導、助言又は援助を行うことを定めたものである。毎年度、委員会が「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」として取りまとめて市町村に通知するとともに、説明等を行っている行為がこれに当たる。ただし、この場合も、委員会は、市町村教育委員会の自主性を尊重すべきであるという第1項の規定に留意する必要がある。

第3項は、第5条第1項と対をなす規定である。すなわち、府が教育の状況に関する説明責任を果たすとともに保護者等との連携及び協力による教育の振興に資するために情報の提供が重要であるとするのと同様、市町村において教育の状況に関する説明責任を果たすに当たり、委員会は必要に応じ、情報の提供について指導等を行うとするものである。また、指導等を行う場合、委員会は、市町村教育委員会の自主性を尊重すべきであるという第1項の規定に留意する必要がある。

第4項は、教育行政の運営における透明性の向上を図るため、個人情報や、学校運営及び行政運営上支障となるような情報を除き、委員会が市町村教育委員会に対しどのような指導等をしたかについて、原則として公表することを定めたものである。

[注解]

ア 「指導」とは一般に将来においてすべきこと又はすべきでないことを指し示し相手方を一定方向に導くことをいい、「助言」とは一般にある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することをいう。どちらも法的拘束力を持たない非権力的な関与であって、それに従うかどうかは相手方の主体的判断に委ねられている。両者の違いは、指導は相手方を一定方向に誘導することに力点を置いたものであるのに対し、助言は相手方に進言する行為に力点を置いたもの。

イ 「援助」とは、一般に、特定事業の促進を図るため助力することをいう。

[参照法令等]

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
- 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

- 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
- 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
- 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
- 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
- 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
- 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
- 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
- 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

3 (略)

- 4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

■地方自治法

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 (略)

- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 第9条関係

(府費負担教職員の資質及び能力の向上等)

第九条 委員会は、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童及び生徒にとって将来にわたって必要となる力を育んでいくための教職員の資質及び能力の向上について、市町村教育委員会と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

2 委員会は、府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）の適切な人事管理について、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

3 委員会は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員（府費負担教職員であつて教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。）について、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。

4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

〔解説〕

本条は、府費負担教職員の資質及び能力の向上等に係る委員会と市町村教育委員会との関係について定めたものである。

県費負担教職員は、身分は市町村の職員でありながら、給与負担と任命権を都道府県、服務監督権を市町村が担うというものであり、この仕組においても、適切に人事行政を運営するための規定を定めるものである。

【委員会と市町村教育委員会との連携】

第1項は、府が目指す「保護者等のニーズを踏まえた、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力を育むための教育」を振興するためにも教職員の資質及び能力の向上等が不可欠であるという認識の下、市町村教育委員会と連携し、必要な施策を講じなければならないことを定めたものである。ここでいう「連携」は、例えば、教職員への指導方法や研修等に当たって、委員会と市町村教育委員会が互いに情報交換をし、あるいは講師派遣をするなどして、教職員を育成するためのノウハウを共有すること等が考えられる。

また、第2項は、委員会が教職員の人事管理のノウハウについて一定の蓄積があることを前提として、府費負担教職員の服務監督を担う市町村教育委員会から人事に関する事務について技術的な助言や必要な情報提供を求められた場合、あるいは要請がなくても委員会自らの判断で必要があると認められる場合に指導、助言等を行うことが考えられる。

【教育公務員特例法の指導改善研修対象者との相違】

第3項は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員（府費負担教職員）について、市町村教育委員会と連携し、指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるとするものである。対象者は、幼児、児童又は生徒に対する指導の機会の程度を考慮し、教育公務員特例法（以下「特例法」）で定める対象者より広い範囲としている。

- ・特例法…教諭、助教諭及び講師（特例法では、これらを「教諭等」としている。）
- ・本条例…教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（幼児、児童又は生徒に対する指導の機会がある教員を対象としている。）

教諭、助教諭及び講師は特例法の「指導改善研修」の対象となり、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭は指導改善研修に準じた「その他の指導の改善を図る措置」の対象となる。

【指導が不適切な教員に係る対応の厳正化】

第4項は、指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講じた後の免職その他の必要な措置について、厳正に行うことを義務付ける規定である。指導が不適切な教員についての対応手順は、概ね次のとおりである。

- ①市町村教育委員会又は市町村立学校の校長が、指導が不適切な教員に必要な指導等を行うとともに、必要に応じ、市町村教育委員会が委員会に対し指導改善研修等の措置を講ずるよう申出。
- ②委員会は、事実確認や当該教員の意見聴取を実施するとともに、専門的な知識を有する者及び保護者である者の意見も聴いて指導改善研修等を実施。
- ③指導改善研修等を実施した後もなお指導を適切に行うことができないかどうかについて、専門的な知識を有する者及び保護者である者に意見聴取。

④指導改善研修等を実施した後もなお指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置（職種変更等）を厳正に講ずる。この場合は、市町村教育委員会と十分調整を行い、その内申を待つて行う。

※ 政令指定都市及び事務処理の特例に関する条例によって任命権が府から移譲されている市町村においては、当該市町村教育委員会が自ら指導改善研修等を実施することとなる。

[参照法令等]

■市町村立学校職員給与負担法

第一条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。)並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号。以下「高等学校標準法」という。)第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員(特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)町村立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する定時制の課程(以下この条において「定時制の課程」という。)を置くものの校長(定時制の課程のほか同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。)、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員(高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師(高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬等は、都道府県の負担とする。

■教育公務員特例法

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2・3 (略)

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その

他の必要な措置を講ずるものとする。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用)

第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員(教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭(同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この項において「再任用職員」という。))を除く。)並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)に限る。)で次の各号のいずれにも該当するもの(同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。)に採用することができる。

一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

2 (略)

3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

4 (略)

(指定都市に関する特例)

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

附 則

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(3) 第10条関係

(府費負担教職員の任命権の移譲)

第十条 府は、自主的な市町村の教育行政の推進に資するため、地方教育行政法第五十五条第六項の規定による要請に基づき、市町村に対する府費負担教職員の任命権の移譲を行うものとする。

2 前項の府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うものとする。

[解説]

本条は、府費負担教職員の任命権を市町村に移譲する場合の留意事項等を定めている。

県費負担教職員は、身分は市町村の職員でありながら、給与負担と任命権を都道府県、服務監督権を市町村が担うというものであり、また、その任免は、市町村教育委員会の内申を待って行わなければならない(地方教育行政法第38条)、内申が同一市町村内の転任(異動)に係るものであるときは内申に基づき行うこととされるなどの仕組みとなっている。

そこで、府としては、より教育現場に近いところに権限を移し、義務教育における権限と責任を明確にする観点から、事務処理の特例制度を活用して市町村に府費負担教職員の任命権を移譲しようとするものである。義務教育の実施主体である市町村に教職員人事権を移譲することにより、地域の実情に応じた教育を推進するなど、市町村教育委員会の主体的な取組を促進するものである。

第1項は、府費負担教職員の任命権の移譲は、市町村の自主性を尊重する観点から、地方教育行政法第55条第6項の規定による市町村長からの移譲の要請に基づいて行うとするものである。

第2項は、府費負担教職員の任命権の移譲は、府内の教職員の適正な配置と円滑な交流による教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨及び目的が損なわれない範囲において行うとするものである。これは、県費負担教職員の制度が、都道府県の給与負

担により給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ること、都道府県が市町村域を越えて広く人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流が図られ、これがひいては教育の機会均等につながるとの趣旨及び目的による。したがって、各市町村へ個別に人事権を移譲するとしても、こうした趣旨及び目的を損なわない範囲において行うためには、一定の人口規模のある区域（例えば、旧教育事務所の管轄区域）で一括して移譲していくことが適当である。一括的な移譲として考えられる具体的な事項は、次のとおりである。

ア ブロック単位での協議機関の設置

イ 教職員採用、管理職選考、教職員研修をブロック単位で共同実施

ウ 人事権に関する事務（採用、任免、給与の決定、懲戒等）の全ての受入れ

[参照法令等]

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2～5 (略)

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

7～10 (略)

■県費負担教職員制度の趣旨 (S31.6.30 文部事務次官通達)

・市町村立小中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

・身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

■ 県費負担教職員制度の課題（H17.10 中央教育審議会答申）

- ・ 県費負担教職員は市区町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、地域に根ざす意識を持ちにくくなっている。
- ・ より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても義務教育の実施主体である市町村に移譲する方向が望ましい。
- ・ 人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましい。

■ 県費負担教職員制度の課題（H 20.5 地方分権推進委員会「第1次勧告」）

- ・ 県費負担教職員の人事権と給与負担は都道府県となっており、市町村の職員でありながら、地域に根ざす意識を持ちにくくなっている。
- ・ 人事権について、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、市町村に移譲する方向で検討すべきである。
- ・ 人事権者と給与負担者が一致するように人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すべきである。

■ 権限移譲についての文部科学省の見解（H22.4.30 大阪府知事あて文科副大臣書簡）

- ・ 教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとするは可能である。